

長浜市農業振興地域整備計画改定業務
仕様書

令和5年5月

長浜市産業観光部農業振興課

第1章 総則

1-1 目的

長浜市の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要な農業振興地域において、今後の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を検討することにより、農業の健全な発展を図ることを目的として策定している「長浜市農業振興地域整備計画」について、前回の全体見直し（平成26年度）から約8年が経過していることから、本市を取り巻く自然的、経済的、社会的諸条件等の変化を踏まえた農業振興の方向性を再検討するため、令和5年度から令和6年度にかけて長浜市農業振興地域整備計画の全体見直しを行うもの。

1-2 適用範囲

本仕様書は、長浜市（以下「発注者」という。）が実施する「長浜市農業振興地域整備計画改定業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

1-3 準拠する法令等

本業務は、本仕様書のほか次の関係法令を準拠するとともに、長浜市の関係計画等との整合性を図りながら業務を実施すること。

1. 農地法（昭和27年法律第229号）
2. 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）
3. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
4. 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）
5. 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）
6. 農用地等の確保等に関する基本指針
7. 滋賀県農業振興地域整備基本方針
8. 長浜市国土利用計画
9. 長浜市都市計画マスタープラン
10. その他の関係法令、規則、通達、関係計画等

1-4 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

1-5 提出書類

本業務を実施するにあたり受注者は、下記の書類を作成し提出するものとする。

1. 着手届
2. 業務実施計画書（計画毎に作成）

3. 工程表（計画毎に作成）
4. 管理技術者届

1-6 管理技術者

受注者において選任する管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者を配置することとし、資格証明書の写しを添付し、書面でもって発注者に通知しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

なお、本条件を本業務完了まで継続して満たすことができない場合、落札決定後にあっては落札決定の取り消しを、契約締結後にあっては契約の解除を行う場合がある。

1. 技術士（農業部門：農村地域・資源計画又は建設部門：都市及び地方計画）
2. 技術士（総合技術監理部門：農業-農村地域・資源計画又は建設-都市及び地方計画）
3. R C C M（都市計画及び地方計画）

1-7 個人情報の保護及びセキュリティポリシー

1. 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
2. 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
3. 受注者は、長浜市情報システム運用管理規程（平成18年長浜市訓令第9号）、長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成28年長浜市訓令第36号）、長浜市情報セキュリティ対策基準に関する規程（平成28年長浜市訓令第37号）を遵守すること。

1-8 損害の賠償

本業務中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

1-9 関係官公署との折衝

本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合は、発注者の指示を受けて受注者が折衝するものとする。

1-10 貸与資料

本業務の実施にあたり発注者は受注者に必要な資料の貸与を行う。受注者は責任を持ってこれを管理し、その状況を記録した帳簿を備え、汚損被害等が無いよう取り扱いには万全の注意を払うものとする。

1-1-1 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と綿密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。協議において決定した事項は、打合せ協議簿等を作成しておくものとする。

1-1-2 成果品の検査・納品

本業務の成果品については、管理技術者立ち合いのうえで発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

1-1-3 成果品の^か疵

納品の後、成果品に^か疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

1-1-4 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に使用、流用してはならない。

1-1-5 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏洩してはならない。

1-1-6 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和6年12月27日までとする。

1-1-7 支払

委託料の支払いは、業務の完了をもって行う。

1-1-8 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて発注者と協議のうえ定めるものとする。

本仕様書の内容を変更することが作業上特に有効、又は必要と思われる場合は、発注者と受注者が協議のうえ、書面をもって発注者の承認を得るものとする。

また、当該業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる制作物について、発注者が著作権を持つものとし、発注者が自由に加工、コピー、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。

第 2 章 長浜市農業振興地域整備計画改定業務

2-1 要旨

計画の改定にあたっては、農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 に基づく基礎調査を同時に行うものとし、将来的にも優良農用地として確保・保全する農用地等に対して農業振興施策を集中的に実施するとともに、効率的かつ安定的な農業経営体をはじめとして、多様な担い手を育成し、活力ある豊かな農村づくりを実現するため、今後概ね 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地の再検討を行い「農用地区域」として設定する。

「農用地区域」の再検討にあたっては、農地の利用状況の現状を踏まえたうえで、農用地区域内の全集落に対して集落实態意向調査を実施し、地域の意向を確認しながら基礎調査を進める。

また、庁内組織や関係機関（滋賀県農産普及課、長浜市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、森林組合）との調整や、上位計画である「長浜市国土利用等計画」、その他関係計画との整合性を図るものとする。

2-2 業務概要

本業務の概要は次のとおりとする。

【参考：農業振興地域 総面積 15,446 ha うち農用地区域 7,825 ha (R3 年 12 月現在)】

1. 基礎調査

I 土地利用現況調査の実施

土地利用の現況について、発注者が提供する資料及び現地確認により調査を行い、一筆ごとに農用地区域の用途（農地、農業用施設用地等）を検証し整理を行う。資料等から確定できない筆については発注者と協議のうえ把握する。

II 集落实態意向調査の実施

集落の意向を把握するため、農用地区域内の全集落（約 300 集落）にアンケート調査を実施し、調査結果の集計、分析を行うものとする。

① 集落实態意向調査票の立案

集落实態意向調査において、集落毎の農用地区域の設定に関する意向や農地及びその他の土地利用に関する意向を確認する。

なお、設問は 20 問程度を想定しており、内容は発注者との協議により決定する。

② 集落实態意向調査票の封入

立案した集落实態意向調査票・現在の土地利用計画図の印刷及び返信用封筒（切手貼付）を必要部数準備し、発注者から提供する封筒に封入し納品すること。

なお、各集落への発送は、発注者において行う。

※配布予定数 約 300 部、回収予定数 約 300 部（原則すべてを回収）

③集落实態意向調査票の集計・分析

集落毎に、集落实態意向調査の結果を集計・分析し、土地の現況を踏まえたうえで、課題を体系的に整理すること。

Ⅲ土地利用現況図及び一筆台帳の作成

①土地利用現況図作成

土地利用現況調査の結果について図面に取りまとめる。なお、土地利用現況図の縮尺は2,500分の1とする。

②一筆地台帳の作成

土地利用現況調査の結果について筆毎に台帳に取りまとめる。なお、集落別、地区別、用途区分別等の集計が行えるように整理すること。

Ⅳ基礎資料及び付図の作成

土地利用現況調査、集落意向調査の結果に基づき、基礎資料を取りまとめるとともに、次の付図の作成を行う。

①基礎資料の作成

- 1) 地域の概況
- 2) 土地利用の動向等
- 3) 農業生産の現状と今後の方向
- 4) 農業生産基盤の現状
- 5) 農用地等の保全及び利用の現状
- 6) 農業近代化施設整備の現状
- 7) 農業就業者育成・確保の現状
- 8) 就業機会の現状
- 9) 農村生活環境の現状
- 10) 森林の整備その他林業の振興と関連に関する現状
- 11) 地域の諸問題の解決を図るための各種協定、申し合わせの実施状況
- 12) 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

②基礎資料付図（1/40,000）の作成

- 1) 農業生産基盤整備状況図
- 2) 農用地等保全整備状況図
- 3) 農業近代化施設整備状況図
- 4) 農業就業者育成・確保整備状況図
- 5) 農村生活環境整備状況図

Ⅴ打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は初回、中間、納品時の3回実施する事を想定する。

2. 農業振興地域整備計画書

I 土地利用計画図（案）の作成

基礎調査の結果を踏まえ、航空写真データと地籍図データを重ね合わせ、筆毎に現況及び課税台帳の用途区分をもとに農業振興地域整備計画における用途の設定を行い、土地利用計画図（案）として作成する。

II 農用地区域の修正・確定

土地利用計画図（案）をもとに、発注者や関係機関との協議により、現況を反映させた形になるように、農用地区域の区域界の修正・確定を行う。

III 一筆地台帳の修正

基礎調査時に作成した一筆地台帳について、農用地区域界の確定にあわせて修正・更新を行う。

IV 農用地利用計画（案）の作成

これまでの調査、検討結果及び集落实態意向調査の結果等に基づき、土地利用の方向性を取りまとめ、農用地区域の設定を行う農用地利用計画（案）を作成する。

V 農業振興地域整備計画書（案）及び計画書付図の作成

上位計画である「長浜市国土利用計画」や「長浜市都市計画マスタープラン」等の関係計画と整合性を図りつつ、農業振興地域整備計画書（案）を取りまとめる。

なお、計画書（案）の作成にあわせて基礎資料の修正を行うこと。

① 農業振興地域整備計画書（案）の作成

- 1) 農用地利用計画
- 2) 農業生産基盤の整備開発計画
- 3) 農用地等の保全計画
- 4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- 5) 農業近代化施設の整備計画
- 6) 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- 7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- 8) 生活環境施設の整備計画
- 9) 付図
- 別記) 農用地利用計画

② 計画書付図の作成

- 1) 土地利用計画図

- 2) 農業生産基盤整備開発計画図
- 3) 農用地等保全整備計画図
- 4) 農業近代化施設整備計画図
- 5) 農業就業者育成・確保施設整備計画図
- 6) 生活環境施設整備計画図

VI 関係機関協議用の資料作成

関係機関（滋賀県農産普及課、長浜市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農協、森林組合）との協議資料として、必要な図面や変更箇所の見直し結果を取りまとめること。また、協議の進捗に応じて必要な修正を行うこと。

VII 縦覧用資料の作成

縦覧用の資料の作成を行うこと。なお、作成にあたっては、市民にとってわかりやすい資料の作成を心掛けること。

VIII 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は初回、中間、納品時の3回実施する事を想定する。

3. 長浜市市内共用 GIS システム搭載用のデータ作成

本業務内で整備する農用地利用計画データは、市内にて既に運用中である、長浜市市内共用 GIS システムにて利活用が図れるように、システムに対してデータの搭載（セットアップ）が可能なデータ形式（shape 形式）にて納品を行うものとする。

なお、データの搭載の対象となるシステムは、以下の既存システムとする。

| システム名 | 管理担当課 | 備考 |
|-----------------------------------|--------------------|---------------|
| 長浜市市内共用 GIS システム (Sonic Web-i) | 都市計画課 (都市デザイン係) | 導入業者：国際航業株式会社 |

農業振興地域区域界の属性内容は次のとおりとする。

【平面直角座標 6 系】

| Shape 属性名 | 属性項目名 | 型 | 桁数(半角) |
|-----------|---------|-----|--------|
| 00 | 照会・相談 1 | 文字列 | 1,000 |
| 001 | 照会・相談 2 | 文字列 | 1,000 |
| 002 | 照会・相談 3 | 文字列 | 1,000 |
| 003 | 照会・相談 4 | 文字列 | 1,000 |
| 004 | 照会・相談 5 | 文字列 | 1,000 |

I 搭載用データの検査

納品されるデータについては、あらかじめ、システム導入業者社内の庁内共用 GIS の検証用システム環境（本番環境と同環境のもの）で、データの受け入れ検査を行うものとする。検査が通らない場合は、受注者にてデータの再修正を行うものとする。なお、検査は合格するまで何度でも行うものとする。

II データの搭載作業

システムへのデータ搭載作業については、別途、発注者から、システム導入業者へ委託をするものとする。

III システム導入業者との調整

システムレイヤー構成については既存システムのレイヤー構成に依存するため、レイヤー階層等については事前に、発注者・受注者及びシステム導入業者と十分に確認・協議をおこない把握すること。

搭載データの作成にかかる必要な確認・協議に伴う経費等が発生する場合は、すべて受注者の負担とする。

受注者はあらかじめ現行のシステムについて不具合が生じないように発注者及び現行システム導入業者と十分に協議してその指示を仰ぎながら、データ作成を実施するものとする。

IV 品質評価

本業務で作成した、各種データファイル及びそれに付属する各種成果品は、製品仕様書や作業規定に基づき以下のとおり品質の確保について検査を実施するものとする。

○工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- 1) 品質評価 1.0 式
- 2) 成果等の整理 1.0 式
- 3) 測量成果の電子納品検定について 1.0 式

品質評価は、作業規程の準則（昭和 26 年建設省告示第 800 号）第 44 条の規定を準用する。なお、品質評価は、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価する作業を差し、評価の結果、品質要求を満足していない項目等が発見された場合は、必要

な調整処理を速やかに行うものとする。受注者は、品質評価手順に基づき品質評価を実施するものとする。

第3章 成果品

3-1 成果品

本業務において納入する成果品は以下のとおりとする。

なお、基礎調査報告書及び農業振興地域整備計画書は、フルカラー印刷・上質コート紙とすること。

【基礎調査】

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. 基礎調査報告書 | 10部 |
| 2. その他関係書類・図書 | 1式 |
| 3. 上記1及び2の電子データ | 1式(DVD又はCD) |

【長浜市農業振興地域整備計画書】

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 1 農業振興地域整備計画書（A4版くるみ製本） | 15部 |
| 2 土地利用計画図（縮尺 S=1:2,500） | 3部 |
| ※市全域においての図面数は167部を想定している。 | |
| 3 土地利用計画図（市全域 縮尺 S=1:10,000） | 3部 |
| 4 一筆地台帳（エクセル形式） | 1式 |
| 5. その他関係書類・図書 | 1式 |
| 6. 長浜市市内共用GISシステム搭載用のデータ | 1式 |
| 7. 上記1から5の電子データ | 1式(DVD又はCD) |

以上